

水質環境基準の法的根拠等について

1 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項に基づき、政府は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し（人の健康の保護に関する環境基準）、及び生活環境を保全する（生活環境の保全に関する環境基準）上で維持されることが望ましい基準を定めることとされている。

なお、水域類型ごとの基準は、生活環境の保全に関する環境基準のみであり、ここでは水域類型指定について取り扱うため、便宜上、生活環境の保全に関する環境基準を以下、「環境基準」という。

2 環境基準の水域類型指定の権限

環境基準の水域類型指定については、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、政令により国が指定すべき水域以外は、当該水域が属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

3 環境基準の水域類型指定について留意すべき事項

環境基準の水域類型指定については、環境省の告示により、水質汚濁が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先し、現在及び将来の利水目的に配慮し、さらに、現在より水質が悪化することを許容しないこと等に留意して指定することとされている。

4 環境基準の水域類型指定の要件

湖沼における環境基準は、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数（以下、「COD 等」という。）、全窒素及び全リンに係る環境基準が設定されており、天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖について適用されることになっている。

また、湖沼の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある湖沼について行うものとしている。

<参考1>生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。） （省略）

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2, 3 級・水産 2 級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

c （省略）

イ 海域 （省略）

<参考2>水質環境基準の水域類型指定における達成期間について

達成期間の分類は次のとおり。

「イ」 直ちに達成

「ロ」 5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」 5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。